

次世代育成支援対策推進法 及び 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

堀内商事株式会社 行動計画

男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができ、女性が活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2. 目標と取組内容・実施時期

＜次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法＞

計画期間内の育児休業取得について、次のとおりに設定する。

男性社員：対象となる者に育児休業等の取得を促す

女性社員：取得率をこれまでとおり 90%以上を維持する

2026 年 4 月～ 出産予定の従業員に、業務カバー体制の相談を上長と行うよう
周知する

2027 年 4 月～ 取得率の把握を行い、未達の場合は業務カバー体制を見直す

＜女性活躍推進法＞

倉庫内作業員の女性従業員の増加を目指す。

2026 年 4 月～ 募集要項の表現を見直し、採用面接の際に男女分け隔てなく対応する

2027 年 4 月～ 実際の女性応募者率および採用率を把握する